

地方自治法等の一部を改正する法律案

[議事録 1/4]

・第 30 次地制調の積み残し課題への対処

第 31 次地制調の総理諮問と今回の改正案

○吉川沙織君

民進党の吉川沙織でございます。

今回の改正案は、第 31 次地方制度調査会答申、「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」を踏まえたものです。

第 30 次地制調答申を受けた平成 26 年改正においても私質疑に立ちましたが、ちょうどその日の夕刻、第 31 次地制調への総理の諮問が行われております。その内容は、「人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方、議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方等について、調査審議を求める。」というものでありました。後者はもう随分この委員会でも議論になっておりますが、前回改正の基となった第 30 次地制調も、答申の背景は、人口減少社会における地方自治を見据えての制度改革のはずでございました。



今回の改正で第 30 次地制調の積み残しも含めて結論が出たのかどうか、総務大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(高市早苗君)

31 次地方制度調査会でございますが、今、吉川委員が指摘していただいたような諮問を踏まえて御議論



ただいてまとめられた答申でございますが、その中で、前者の人口減少社会に的確に対応する地方行政の在り方ということにつきましては、主に、地方独立行政法人の活用、連携中枢都市圏の推進、連携中枢都市圏以外の広域連携というものが盛り込まれております。

まず、地方独立行政法人の活用につきましては、地方独立行政法人の業務に申請等関係事務の処理を追加する内容の改正法案をまさに今国会に提出をしまして、現在御審議をいただいているところでございます。

また、連携中枢都市圏の推進につきましては、既に、答申を踏まえまして、隣接する2つの市が連携し核となる都市の役割を担う複眼型の連携中枢都市圏を導入しており、これまでに圏域が2か所形成されています。

それから、連携中枢都市圏以外の広域連携も、さきの地方自治法改正で導入した連携協約を活用した新たな広域連携手法の検討のため国費による委託事業を実施しております。

ですから、第31次地方制度調査会答申に対しては、おおむねでございますが、対応できていると考えております。

○吉川沙織君

おおむね対応できたと総務大臣から答弁をいただきました。



ちょうど3年前、5月15日の当総務委員会での前総務大臣の答弁では、「本日は、31次の地制調、これから開かれるわけではありますが、その中でつまびらかになりますけれども、少なくとも今回は人口減少社会における三大都市圏と地方圏の地方行政体制の在り方、これがメイン 이슈になります。」と。もちろん、後段の部分も大きな議論になっているわけですが、まああらかた対応できたということでした。

の中で、地方独立行政法人法の一部改正も地制調の答申内容を踏まえたものだというお話もありましたが、実はそうではない内容もございます。

続きの議事録(2/4)は、[こちら](#)です。